

○ 小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関する方針

制 定 昭 26・1・23 市 教 委 達1

最近改正 昭 36・6・22 市教育長達4

大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則第3条第6号に規定する小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関する方針を次のように定め昭和26年1月23日から適用実施する。

学校の開設又は児童生徒の収容対策其他通学区域の実状によりこれが設定変更若しくは暫定調整を行う必要がある場合は次の基準に従い関係学校長の意見を徴し区長に於いて決定するものとする。

尚決定後は所定様式によって市教育委員会教育長宛報告書提出するものとする。

- 1 原則として同一区内に限ること。但し、他の区にわたる場合は当該区と協議の上決定すること
- 2 学校の所在位置通学距離及び将来の収容対策等を配慮の上決定すること
- 3 新設開校の場合は事前に市教育委員会教育長と打合せの上決定すること
- 4 暫定調整は出来得る限り通学区域の変更を前提として行うこと
- 5 校舎の新增築等の施設上影響大なるものについては事前に市教育委員会教育長と打合せの上決定すること

附 則〔昭 28・8・31 日市教委達 1〕

この改正規定は、昭和 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則〔昭 36・6・22 日市教育長達 4〕

この改正規程は、昭和 36 年 7 月 1 日から施行する。